

小樽市ゼロカーボン推進モデル事業者支援業務仕様書

1 業務名

小樽市ゼロカーボン推進モデル事業者支援業務

2 業務の目的

この業務では、ゼロカーボンシティ小樽市の実現に向けて、脱炭素経営に関心・意欲のある小樽市内の事業者（以下、「市内事業者」という。）を掘り起こし、市内事業者の取組や段階に応じて実施可能性を重視した「カーボンニュートラル化プラン」（以下、「プラン」という。）の作成を支援するとともに、作成したプランをモデルプランとして公開することにより市内事業者への波及効果を創出し、自主的かつ具体的な脱炭素行動を促し、市内事業者の脱炭素化を促進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託料

3,960千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、本業務委託に係る全ての経費は、委託料に含むものとする。

5 業務内容

(1) 支援事業者の選定

ア 内容

(ア) 本業務における支援を実施する市内事業者（以下、「支援事業者」という。）を5件以上選定すること。

(イ) 支援事業者の公募に係るリーフレットなどの周知媒体を必要に応じて作成し、効果的な周知を実施すること。

イ 選定の要件等

(ア) 支援事業者の選定に当たっては、公募を原則とし、エネルギー消費量や地域経済への貢献、業種を考慮して選定すること。なお、省エネルギー診断を実施した事業者を選定することを原則とし、公募時点において実施していない場合は、必ず実施することを要件として選定すること。その場合、省エネルギー診断に係る費用は、支援事業者の負担とし、小樽市省エネルギー診断補助金の活用を勧奨すること。

(イ) 支援事業者は、小樽市内に事業所を有する中小企業者等であって、脱炭素経営に意欲のある事業者を選定すること。

(ウ) 北海道が実施する「カーボンニュートラルファーストステップ支援事業」による支援を受けたことのある又は受ける予定のある事業者は対象外とすること。

(2) プランの作成支援

ア 内容

- (ア) 支援事業者のヒアリング
- (イ) 温室効果ガス排出量の評価
- (ウ) 温室効果ガス排出量削減目標の設定
- (エ) ロードマップの策定

イ 留意点

- (ア) 温室効果ガス排出量の評価に当たっては、支援事業者のエネルギー使用量等から温室効果ガス排出量を算出し、その結果について評価、分析等を行い、支援事業者に説明を行うこと。なお、評価に当たっては、プラン作成終了後も支援事業者自らが継続して温室効果ガス排出量を把握できるよう支援を行うこと。
- (イ) 2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出量の削減目標の設定を支援すること。なお、目標の設定に当たっては、支援事業者の業種や規模、組織体制、人材育成、経営状況等を考慮した実現可能性のある目標を設定すること。
- (ウ) ロードマップの策定に当たっては、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーへの転換等を短期及び中長期的な視点で検討するとともに、設備機器の更新時期や支援事業者の財務状況等を考慮し、目標達成に向けたロードマップの作成を支援すること。
- (エ) 策定するロードマップは、現実的に達成可能なものを作成すること。
- (オ) 策定したロードマップに基づき脱炭素行動を実行するに当たって、活用可能な補助金等の情報を整理し、支援事業者に説明すること。

(3) モデルプランの作成

ア 内容

公開用モデルプランの作成

イ 留意点

- (ア) (2)において作成したプランについて、他の市内事業者が活用することを想定したモデルプランを作成すること。
- (イ) モデルプランは、小樽市ホームページにおいて公開することを前提とし、支援事業者の秘密に係る情報等を削除するなど配慮すること。
- (ウ) (2)において作成したプランの要点をまとめるなど、分かりやすい内容に工夫すること。

(4) 報告書の作成

ア (2)及び(3)において作成したプラン

イ 業務報告書

(5) 共通事項

- ア 支援業務を通じて、支援事業者が「おたるゼロカーボン推進事業者」の二つ星を取得できることを目指すこと。
- イ 支援業務を通じて、支援事業者が抱える脱炭素経営の課題に対する助言を行うこと。

- ウ 支援事業者の選定、プランの作成等の過程において、適宜実施状況を市に報告すること。
- エ 必要に応じて、支援事業者への説明会の実施等、支援事業者が脱炭素経営を学べる機会を設けること。
- オ 完成したモデルプランの周知について、効果的な手法を検討し、市に提案すること。

6 成果品

- (1) プラン（電子データ（CD-R等）及び紙媒体2部）
- (2) 公開用モデルプラン（電子データ（CD-R等）及び紙媒体2部）
- (3) 業務実施報告書（電子データ（CD-R等）及び紙媒体2部）

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たり必要な事項については、小樽市と協議すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は小樽市と常に密に連絡を取り、相互に理解し作業を進めること。また、受託者は、小樽市からの指導・助言については、速やかに検討し、必要に応じて対応すること。
- (3) 受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (4) 守秘義務及び個人情報の取扱い
 - ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、業務終了後も同様とする。
 - イ 受託者は、小樽市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第3号）その他の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務で得られた成果は、原則、小樽市に帰属する。
- (6) 本業務において作成したリーフレットなどの周知媒体等に使用した全ての素材に係る著作権は、小樽市に帰属する。
- (7) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合であって、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。
- (8) 受託者は、支援事業者に対して、受託者の営利に繋がるとみなされる行為を行わないものとする。